

陸上交通事業調整法の一部を改正する法律（案）要綱
陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）の一部を次の
ように改正する。

第二條第一項本文中「交通事業調整審議会ノ意見ヲ徵シ」を削る
同條同項第六号及び第七号を次のよう改める。

第六号 削除

第七号 削除

第三條第三項を削り、同條第四項中「第二項」を「前項」に改め
る。

第四條及び第五條を次のよう改める。

第四條 削除

第五條 削除

第十二條中「交通事業調整審議会ノ意見ヲ徵シ」を削り、同條の次に
次の一條を加える。

第十三條 第二條第一項ノ規定ニ依ル決定若ハ第三條第二項ノ規定
ニ依ル裁定又ハ第十二條ノ規定ニ依ル処分ヲ爲サントスルトキヘ
運輸大臣ヘ運輸審議会ノ意見ヲ徵スヘシ

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
2 運輸省設置法（昭和二十四年法律五百五十七号）の一部を次の
ように改正する。

第六條第一項第十一号の三の次に次の二号を加える。

十一の四 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）

第二條第一項の規定による決定若しくは第三條第二項の規
定による裁定又は第十二條の規定による処分

3 交通事業調整審議会令（昭和十三年勅令五百四十三号）は、
廃止する。

理由

審議会等の整理の閣議決定によつて、交通事業調整審議会は廃止されることに決定したので、同審議会の権限を運輸審議会に行わせる必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。